



# 支払われた賃金額 について

育児休業給付・高年齢雇用継続給付・介護休業給付の支給申請における「支払われた賃金額」「支給対象年月に支払われた賃金額」は、賃金の支払対象となった期間ではなく「賃金の支払日」を基準としています。「休業開始時賃金月額証明書」「六十歳到達時等賃金証明書」とは取扱いが異なりますのでご留意下さい。



手続き：高年齢雇用継続基本給付金  
生年月日：昭和36年6月5日  
給与締払：基本給 → 末締当月末日払  
          残業手当 → 末締翌月末日払  
通勤手当：令和3年4月支給（6ヶ月分）

## ケース1

基本給：200,000円

5/1～31 残業5時間 10,000円

6/1～30 残業8時間 16,000円

## 解説

高年齢雇用継続基本給付金の支給申請（例：令和3年6月、7月分）



上記の場合、支給対象年月に支払われた賃金額(6月)は、6月末に支払われた賃金となるので、200,000円(6月の基本給)+10,000円(5月分の残業代)=210,000円を「支給対象年月その1」に記載。

7月も同様に200,000円(7月の基本給)+16,000円(6月分の残業代)=216,000円を「支給対象年月その2」に記載。

## CHECK!!

要件該当月(60歳に達した日等の属する月)よりも前に一括して支払われた通勤手当等は、その後の支給対象月への参入は行わないこととなっています。よって、上記のケースも4月支給の通勤手当は「支給対象年月に支払われた賃金額」に含みません。

裏面も  
ご覧下さい



手続き：育児休業給付金  
 給与締払：末締翌月15日払  
 育児休業：今回の支給単位期間  
 4/20～5/19 5/20～6/19

## ケース 2



育児休業期間中は育児手当：5,000円/月  
 臨時的な就労あり(5/1に3時間) 6,000円

様式第33号の8 (第101条の30関係) (第1面)

### 育児休業給付金支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別  支給申請期間  氏名  1. 被保険者番号

2. 資格取得年月日  3. 育児休業開始年月日  支給単位期間その1(初日-末日)  支給単位期間その2(初日-末日)

事業所番号  管轄区分  支給終了年月日  出生年月日  前回の育児休業年月日

4. 被保険者氏名  フリガナ(カタカナ)

5. 支給単位期間その1(初日)  (末日)  (4年)  (3年)  6. 就業日数  7. 就業時間  8. 支払われた賃金額

5/1 就労日数・就労時間

5. 支給単位期間その2(初日)  (末日)  (4年)  (3年)  10. 就業日数  11. 就業時間  12. 支払われた賃金額

5/1 就労日数・就労時間

↑ 育児手当 + 5/1 就労分賃金

13. 最終支給単位期間(初日)  (末日)  (4年)  (3年)  14. 就業日数  15. 就業時間

17. 職場復帰年月日  18. 支給対象となる期間の延長事由一期間

19. 配偶者 育児取得 20. 配偶者の被保険者番号

21. 次回支給申請年月日  22. 延長事由  23. 未支給区分

その他賃金に関する特記事項

24.  25.

## 解説

育児休業給付金の支給申請(例: 令和3年4月20日～6月19日の2ヶ月分)

上記の場合、支給単位期間その1(4/20～5/19)の期間中である5/1に3時間就労をしているので、6欄 就業日数・7欄 就業時間に日数と時間を記載する。  
 8欄の「支払われた賃金」は支給単位期間中に支払があったもの(賃金の支払対象となった期間ではなく「賃金の支払日」を基準としている)ため、5/15支給給与(対象期間: 4/1～30)に支払われた賃金を記載する。

5/1 就労分については支給単位期間その2(5/20～6/19)期間中の6/15支給給与(対象期間: 5/1～31)に支払われるので、12欄に金額を記載する。



## CHECK!!

「支給単位期間に支払われた賃金額」とは、育児休業期間外を対象としている賃金や対象期間が不明確な賃金は含めず、原則として育児休業期間中を対象としていることが明確な賃金額のみとなります。



その他、ご不明な点は  
**ハローワーク品川 雇用継続課** にお問い合わせ下さい。

TEL : 03 - 5418 - 7308 (ダイヤルイン)

